

どっている。

## （2）今後の方策

今後は、保健医療従事者の研修制度の充実をはかり、より高度な医療に対応できる人材の育成に努める。

また、社会情勢を背景として、新たに資格制度が創設されたもの、法律による資格制度のないものについても、今後、地域保健医療の中で必要とされる保健医療従事者については、医療の現場の実態に照らして、当該職種の関係団体等と十分協議するとともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめとする医療関係団体等と十分に研究を行い、必要とされる研修を通じて資質の向上をはかっていく。

また、医業類似行為を業とする有資格者であるあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師についても、関係団体等と十分に連携し、資質の向上をはかっていく。

表 2-2-1 1-1 その他の保健医療従事者および医業類似行為従事者

法令根拠あり	法令根拠なし
<保健医療従事者> 衛生検査技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、 義肢装具士、救急救命士	臨床心理士、精神相談 員、細胞検査士、医療ソ ーシャルワーカー、超音 波検査士
<医業類似行為従事者> あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	